

## 「子どもホットライン」業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

茨城県では、「子どもホットライン」業務委託について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施しますので、応募しようとする者は、下記の内容を熟知のうえ、応募願います。

また、詳細は、「「子どもホットライン」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領」（別添PDFファイル）を参照願います。

### 記

#### 1 委託業務名

「子どもホットライン」業務委託

#### 2 業務内容

子供たちや保護者等が抱える不安や悩み、不満や怒り、いじめ問題やその他の子供のSOS全般に渡る相談等を受け止め、いつでも相談機関に相談できるよう、24時間対応可能な相談体制を整備して、それらの問題の緩和・解消を図る。

#### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### 4 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、令和7年度「子どもホットライン」業務委託契約書第15条に規定する反社会勢力及び反社会勢力と密接な関係を有していないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (6) 委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の出遣を行い、速やかに調整

等を行える者であること。

- (7) 今回の委託に際して、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(5)までの要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(6)及び(7)の要件を満たす者であること。
  - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
  - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1 共同企業体)につき、提案は1 件であること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。  
(労働関係法令の例)
  - ① 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
  - ② 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
  - ③ 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
  - ④ 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
  - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
  - ⑥ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 等

## 5 審査

### (1) 審査方法

- ア 企画提案内容について、企画提案審査会を開催し、審査委員による審査を行う。
- イ 企画提案審査会においては、提出書類により審査する。
- ウ 企画提案提出者は、当該提案についてプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの実施予定日は、令和 7 年 2 月 27 日 (木) とする。

### (2) 選定結果の通知

企画提案審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

### (3) 審査基準

審査基準項目	着眼点等
1 業務に対する理解	・本事業の目的を十分に理解しており、総合的な観点から実施が期待できるか。
2 実施体制及び危機	・常時 2 人以上の相談員が待機しており、相談電話の

管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>取り逃しがない体制ができているか。</li> <li>相談内容を的確に把握し、報告できる体制ができているか。</li> <li>自死予告、自傷行為等相談者の生命に関わる緊急事態に対しては、適切な業務責任者がおり、警察等との連携がとれるとともに、義務教育課担当者等に速やかに緊急連絡ができるか。</li> <li>広報・啓発活動（周知カードの作成と配布、茨城新聞のコラム掲載等）を確実に行う体制ができているか。</li> </ul>
3 相談員への教育・研修体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に定めている研修を確実に行う体制ができているか。</li> <li>相談員の相談技術の向上につながる研修講師の人材バンク等を有しているか。</li> <li>新規に相談員を配置する際の募集計画や研修計画は実現可能であり、安定的な雇用を確保できるものになっているか。</li> </ul>
4 業務報告等の確実性及び情報管理の安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>月報の定時報告や国への報告等が遅滞なくできるか。</li> <li>対応時における相談者の個人情報や相談内容の管理等が適切に行うことができるか。</li> </ul>
5 業務実績・費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の規模、類似事業の実績、社会的信用性を有するなど、本事業の確実な運営が期待できるか。</li> <li>経費見積は、企画提案内容を実施するために必要な経費が計上されており、経済合理性のある内容となっているか。</li> </ul>

## 6 問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部義務教育課 生徒支援・いじめ対策推進室

〒310-8588 水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-5229 / FAX：029-301-5239

E-mail：[gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:gikyo3@pref.ibaraki.lg.jp)

## 7 応募手続等

### (1) 提出期限

令和7年2月20日（木）午後5時15分まで

### (2) 提出場所及び問い合わせ先

上記6の問い合わせ先に同じ

### (3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の簡易書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日を除くものとする。

## 8 その他留意事項

- (1) 事業の成果は茨城県に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないようその管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務委託が完了した後も同様とする。
- (4) 当該調達に係る令和7年度当初予算が否決された場合又はその執行が停止された場合は、この公告によって生じた一切の権利及び義務は効力を失うものとする。

## ○ 添付書類

- ・ 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領
- ・ 業務委託仕様書